

外国人技能実習生受入れ担当 11年の体験談

～技能実習制度見直し後にも活かしたい受入れ担当者の留意点～

人間・労使関係自主研究会
大窪 敏晴（大阪北支部）

はじめに

読売新聞の本年元旦の朝刊1面、2面の大きな紙面を割いて外国人技能実習生の記事が掲載されていました。また、同じく1月29日の朝日新聞の1面、2面で技能実習生の記事が大きく掲載されました。(1)(2)

この原稿の執筆中には、技能実習制度の有り方を検討する政府の有識者会議の中間報告の原案が示されたと全国紙で大きく報道されました。

全国紙が相次いで技能実習制度を取り上げるのは、外国人技能実習生が現代の日本社会で重要な役割を担っている現れだと思っています。

私は、3年前まで外国人技能実習生の受入れ企業で担当者として11年間仕事をしていました。その間に中国・ベトナムからの技能実習生約60名を実務担当者として受け入れてきました。

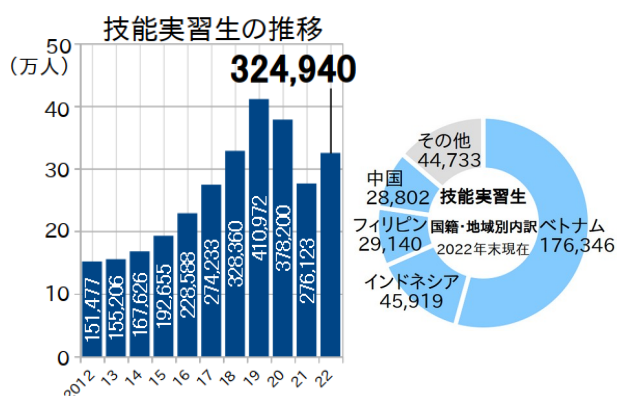
技能実習生と身近に接してきた体験を基に受入れ企業としての心構えや留意点について、自主研究会でお話した内容を記します。

1. 外国人技能実習生の現状

出入国在留管理庁の資料によれば【図1】のとおり昨年末時点で約32万4千人の方が日本で技能実習生として働いています。

国別には、ベトナム、インドネシア、中国、フィリピンで大部分を占めています。特に、ベトナムからの実習生は、半数以上を占めています。コロナ前の2019年には、40万人を超え右肩上がりに増加していましたので数年で40万人を超えて過去最大の人数になると思われる。

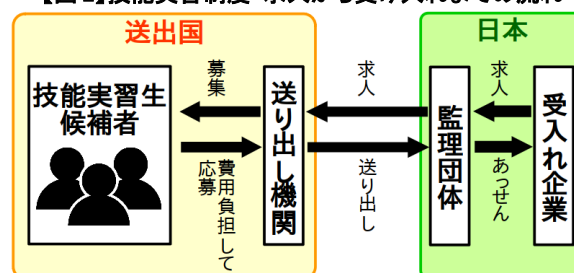
【図1】技能実習生の推移・内訳



出入国在留管理庁「外国人技能実習制度について」(令和5年3月31日改訂版)より作成

この技能実習制度は、①監理団体、②受入れ企業、③送り出し機関(送出国)で諸問題が存在しています。

【図2】技能実習制度・求人から受け入れまでの流れ



監理団体の問題点としては、企業への不正の指南、不必要な費用の徴収、監査の不履行等、受入れ企業の問題点は、賃金の不払い、長時間労働、劣悪な宿舍、ハラスメント等が指摘されていますが、2017年に新法が施行され外国人技能実習機構が設立されて以降、法令違反を行っていた不適切な監理団体や受入れ企業が摘発され法令違反を行う監理団体、受入れ企業は、だいぶ改善されてきています。

しかし、年間7千人の実習生が失踪しています。

その大きな要因は、出国時に送り出し機関に支払う多額の費用にあります。その費用は、多くが借金であり実習生は、高額の借金を背負って日本へ来ています。

【図3】技能実習生 来日前の支払い費用と借金(平均)

	費用	借金
ベトナム	68万円	67万円
中国	59万円	52万円
カンボジア	57万円	56万円
ミャンマー	28万円	31万円
インドネシア	23万円	28万円
フィリピン	9万円	15万円

出入国在留管理庁「技能実習生の支払い費用に関する実態調査について(結果の概要)」(令和4年7月26日)により作成

この問題は、送出国側でも課題共有がなされつつあります。【図4】は、ベトナムの国内法の法改正内容を日本語に翻訳したものです。

【図4】ベトナムの法改正

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律 主な改正内容 (2022年施行)								
○ ベトナムでは、「契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関する法律 (法律69/2020/QH14号)」を改正 (2020年11月国会可決、2022年1月施行)し、ベトナム人労働者の費用負担等に係る規制を強化。								
ベトナム人労働者の費用負担に係る主な改正								
①手数料負担に係る改正								
主な改正事項	改正前(旧法)	改正後(新法)						
本法に適合しないサービス手数料の收受	(規定なし)	禁止						
送出機関が收受する手数料の支払者	ベトナム人労働者	ベトナム人労働者*及び受入国側(実習実施者等)						
上限額	契約期間12か月毎に1,200USD、最大で3,600USD	契約期間12か月毎に賃金1か月分、最大で賃金3か月分*						
※ベトナム人労働者は、受入国側の支払い分を差引いた金額を負担すればよい。								
○ (手数料から差し引くことができる) 「受入国側が送出機関に支払う費用」は、 通達により、「管理費として月額5,000円以上 (介護職は10,000円以上)」。 ※旧法では、当該費用(管理費)と、「送出機関が收受する手数料」は特に関連づけられていなかった。(金額自体は変更されていない。)								
○日本に送り出される技能実習生の例 (契約期間6か月、賃金月16万円、送出管理費月額5,000円 (1 USD=110円計算))								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前(旧法)</th> <th>改正後(新法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベトナム人技能実習生負担</td> <td>受入国側負担 (18万円) ベトナム人技能実習生負担 (30万円)</td> </tr> <tr> <td>手数料上限: 3,600USD (39.6万円)</td> <td>手数料上限: 賃金3か月分 (48万円)</td> </tr> </tbody> </table>			改正前(旧法)	改正後(新法)	ベトナム人技能実習生負担	受入国側負担 (18万円) ベトナム人技能実習生負担 (30万円)	手数料上限: 3,600USD (39.6万円)	手数料上限: 賃金3か月分 (48万円)
改正前(旧法)	改正後(新法)							
ベトナム人技能実習生負担	受入国側負担 (18万円) ベトナム人技能実習生負担 (30万円)							
手数料上限: 3,600USD (39.6万円)	手数料上限: 賃金3か月分 (48万円)							
②技能実習期間中の宿泊費								
○基本給/月の15%を超えてはならないとされた。								

厚生労働省作成・外国人技能実習機構HPより引用

内容は、送り出し機関へ支払う金額に上限を設ける法改正となっています。

この送り出し機関に支払う金額の問題は、送出国でも解決に向けて取り組みが進んでおりますが時間はかかると思います。

2. 外国人技能実習生が日本に来る目的を理解する

受入れ企業として一番注意することは、実習生の失踪です。失踪防止には、実習生の置かれている現状を理解し接してあげることが大事になってきます。

技能実習生の一番の目的は、母国への仕送りです。前述しました通り実習生は、多額の借金を抱えて日本に来ています。特に、来日1年目は、借金の返済に必死になっています。仕送り額が少ないと収入の多い仕事を求めて失踪しかねません。

また、生活費に極力お金を使いません。

3. 失踪予防には、技能実習生の自由時間を含めた管理が必要

私の働いていた企業では、手取り額を増やすため1日1時間から2時間程度、計画的に時間外労働をさせていました。定時に仕事を終わり一切時間外労働をさせない場合、夜の時間に余裕が出来ます。時間に余裕があるとその時間を使って、アルバイトで収入を得ようとする可

能性があります。不法就労防止の意味合いと実習生の手取り額を増やす為、平日の行動管理の一環として時間外労働は有効と考えます。

次に、深夜及び休日の行動管理についてです。休日の行動管理を何も行わないと土日のアルバイトの誘いに乗ってしまう可能性があります。

従って、勤務時間以外の行動管理も必要です。実習生は、宿舎で共同生活を送っていますので宿舎でのルールを作り行動管理を行う必要があります。

門限や外泊(原則禁止、必要な場合事前の届出)のルールを作ることは当然です。

問題は、宿舎に日本人は誰も居ませんのでそのルールを如何に守らせるかです。

私が在籍していた企業では、門限以降や深夜の宿舎への出入りを出入口に設置した電気錠開閉記録と出入口に設置した監視カメラの映像を記録することでルールを守らせようとしていました。しかし、この方法ではルールを守らせることが出来ませんでした。

近所の住人からの通報で深夜に高い塀を乗り越えて監視カメラが設置されていない窓から出入りしていることが判明しました。

次の方法として考えたのが警備会社の指紋認証システムを利用した点呼の実施です。朝7時と夜11時に毎日指紋認証で点呼を実施しました。指紋認証ですので身代わりがききません。少なくとも点呼した時間には、宿舎に居ることが確認できるようになり一定の行動管理に役立ちました。

4. 技能実習生の日常生活面のサポートが重要

時間管理と同様に生活面でのサポートも重要です。生活面では、先ほど述べた通り実習生は日常生活にお金をほとんど使いません。従って、食事を提供しない場合、食べ物をまともに食べない事もあります。食事をしていない場合、仕事にも影響します。私の在籍していた会社では、自炊をさせていましたが主食の米は、会社が提供してました。お金がなくともお米だけは、食べられるよう配慮しておりました。

余談ですが宿舎の近所の庭木にある柿の実をすべて実習生が取ってしまっていて苦情が来たこともありました。また、実習生が自分で宿舎の庭や軒下のスペースでネギやカボチャ、玉ネギ等の野菜を自分達で作って食材にしていました。

勿論、鍋、釜炊事用具から食器、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコンまで用意する必要があります。洗剤、ラップ、アルミホイル、トイレットペーパー等の日常使う消耗品も支給していました。

このような毎日使用する日用品を支給しない場合、例えばAさんが購入した洗剤をAさん以外が勝手に使用した場合、宿舎内でのトラブルの一因になり、宿舎内の人間関係が悪化します。共同生活が円滑に進むようトラブルの原因になるものは出来るだけなくす意味合いも有ります。

健康管理面のサポートも重要です。実習生は、体調が少々悪くとも仕事を休みません。

その理由は、休むと手取りが少なくなる、治療費、薬代が必要になる等の為です。受入れ企業としては、症状が悪化し長期の休養が必要になると困りますので職場でのきめ細かな対応が重要です。常備薬程度の薬は、会社で用意し与えていましたが、症状が回復しない場合は、早めに病院を受診させていました。

病院を受診を拒まないように技能実習生総合保険に加入し治療費、薬代の負担が発生しないようにしておりました。

5. 外国人技能実習生総合保険とは

【図5】は外国人技能実習生総合保険の補償内容です。この保険は、外国人技能実習生向けの民間の保険です。

【図5】外国人技能実習生総合保険・給付概要

この保険は次の保険金をお支払いします

■ 治療費用保険金 (事故日からその日を含めて180日以内に要した費用)	■ 疾病治療費用保険金 (最初の治療日からその日を含めて180日以内に要した費用)
■ 死亡・後遺障害保険金 (事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合もしくは後遺障害が生じた場合)	■ 疾病死亡保険金 (病気で死亡した場合)
■ 日常生活賠償保険金 過って、他人の物を壊したり、他人をケガさせて、法律上の損害賠償責任を負担したときにお支払いします。 職務遂行に基づく損害賠償や実習生の居室に与えた損害に対する損害賠償を除きます。 (示談交渉サービス付き)	■ 救護者費用等保険金 病気またはケガにより死亡したり、危篤状態となったときなどに、現地までの経費等の送金費用等をお支払いします。

国際人材協力機構「外国人技能実習生総合保険のご案内」より

1番の特長は、健康保険の自己負担30%分の治療費、薬代が補償されることです。保険料は、3年間で3万円程度となっています。監理団体によってはこの保険を強く勧めています、紹介していないところもあります。

6. 実習生から徴収する宿舎費用について

技能実習生から徴収する食費・電気光熱費・水道・宿舎等の費用は、原則実費となっています。受入れ企業が水増しして徴収することは、禁止されています。

ここで問題になるのが自己所有の物件を宿舎として使用している場合の徴収金額をどの位に設定するかです。

外国人技能実習機構は、減価償却の金額を実費とみてその金額を利用している実習生の人数で除して金額を決める様に指導しています。

減価償却がすでに済んでいる場合は、機構の指導は次の様になっています

<外国人技能実習機構HPのQ&Aより抜粋>

自己所有物件について、建物自体の耐用年数が過ぎたものであっても、冷暖房施設の更新や修繕、クリーニング、壁紙の張り替え等、当該物件の維持に必要な費用を、更新年数や居住する実習生の人数等を勘案して、その実費に相当する適正な金額を徴収することは可能です。

受入れ企業で宿舎管理に要する経費を含めて適正な金額を決定することが可能です。

私の経験では、機構設立当時に申請時に宿舎費が高いと指導を受けましたが実際にかかる経費(主食の支給、日用品の支給、リフォーム費用等)を繰り返し説明し申請額の承認を得ることが出来ました。必要な経費は、真摯に説明することが重要と感じました。

まとめ

最後に中小企業の経営者の方に認識頂きたいことは、次の3点です。

- ① 外国人技能実習生は、もはや安い労働力ではない
- ② 中小企業においては貴重な戦力である
- ③ その貴重な戦力である外国人技能実習生が気持ちよく働くことが出来るように日常生活を含めサポートする

以上、今回記した内容が中小企業の経営者と接する機会が多い社会保険労務士の皆さんの外国人労働者(技能実習生)に対する正しい理解の一助になれば幸いです。

参考文献

- (1) 読売新聞 2023. 1. 1 付朝刊 1, 2 面
- (2) 朝日新聞 2023. 1. 29 付朝刊 1, 2 面

編集補助 伊丹匡哉(人間・労使関係自主研究会)